



所得税及び個人住民税の定額減税、 定額減税補足給付金（調整給付金）について

令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税と令和6年分の所得税の定額減税を実施し、減税しきれない方に差額を給付します。

問 市・総務課 TEL 56-4715 (令和6年6月3日開通予定)

令和6年度個人住民税の定額減税について

●対象

令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下である令和6年度個人住民税所得割の納税義務者

●減税額

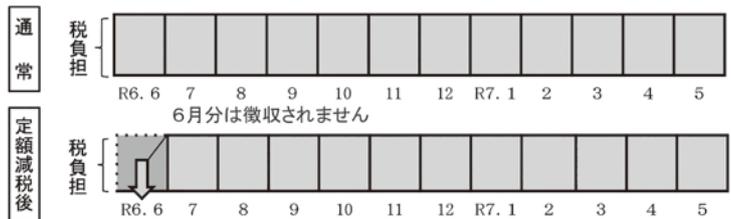
本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 前年の合計所得金額が1,000万円を超える同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

●実施方法（令和6年度分）（定額減税の対象となる方）

①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で分けて徴収します。



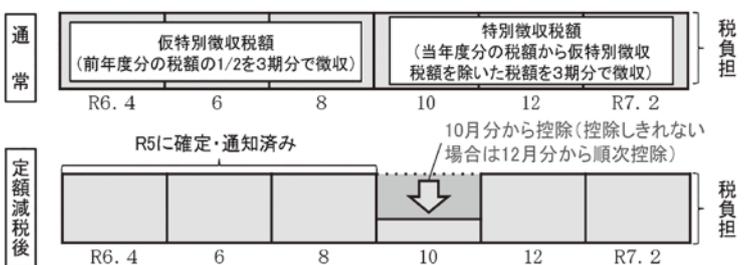
②普通徴収（事業所得者などの方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



問 市・税務課市民税係 TEL 56-5004

令和6年分所得税の定額減税について

●対象

令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である所得税の納税義務者

●減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- 1 本人（居住者に限ります。） 3万円
- 2 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき3万円

●実施方法

給与所得者と公的年金等受給者は、6月1日以降最初の支給分で源泉徴収されるべき所得税等の額から控除されます。

事業所得者などは、原則、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

問 最寄りの税務署、またはお勤め先の給与担当へお問合せください。

調整給付（減税しきれない場合の給付）について

●対象

定額減税の対象となる方で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）方

●給付額

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く）に基づき算定される定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方に対して、上回る額の合計額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を給付します。

●実施方法（令和6年度分）

調整給付金の対象となる方には、留萌市からお知らせを送付する予定です。また、給付の時期は、令和6年夏以降を予定しています。なお、お知らせの送付時期、給付の時期は現在調整中で、詳細が決まり次第、ホームページなどでお知らせします。

●その他

給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>）をご参照ください。

内閣官房ホームページQRコード▶



問 市・総務課 **TEL** 56-4715（この電話番号は、令和6年6月3日から利用開始予定です）